

2020年9月4日

埼玉県知事
大野元裕 殿

県保健医療部長
関本建二 殿

埼玉県保険医協会
理事長 大場敏明

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を担当医療機関の拡充と 検査対象の拡大を求める要請について

拝啓 貴職の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策や公衆衛生への尽力に敬意を表します。

私どもは埼玉県内で開業する医師と歯科医師ら4200人の会員団体です。

貴職では、唾液によるPCR検査が可能となった状況をうけ、県内の検査体制拡大・充実化を推進されております。今後のさらなる流行拡大が想定される中、COVID-19の疑いのある県民や所謂濃厚接触者等が、速やかにPCR検査等を受けられるようにするために、多くの医療機関が検査を担当できるような施策を推進することについて、本会も賛同いたしますとともに可能な協力については惜しまない意向です。

つきましては、埼玉県内の全ての医療機関に対し、唾液によるPCR等の検査の実施を担当するかを呼びかけていただき、希望する医療機関との個別契約対応を採用することを要請いたします。個別契約対応は県内では既にさいたま市が全例にて実施しているものです。

また、秋以降の流行拡大期における院内感染の防止、施設内感染拡大の防止の対策を講じるうえで、従事する全てのスタッフに定期的に検査を行えるようにしていただきたく合わせて要望いたします。

再流行が見込まれる折、一刻も早い対応策を講じるよう求めます。担当医療機関を拡充するために、貴職より医療機関への周知をいただければ幸いです。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【個別契約方式と契約後の運用について】

1. 県内全ての医療機関に対して「PCR等検査の委託契約」に関する周知を行い、契約を希望する医療機関に対しては遅滞なく対応を行うこと。
2. 契約医療機関を増やすための施策として
 - (1) 契約にあたっては医療機関に意向調査を行ない、医療機関が検査の担当機関であることを希望しない場合には非公開とすること。保健所からの検査紹介を希望しない場合には医療機関の意向に沿うこと。
 - (2) 契約に関する説明会等を開催すること。
 - (3) ガウンやフェイスシールド、マスクなどの个人防护具資材費の支援である「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業」の申請を、9月4日のメ切り日以降も受付けること。

【検査対象者の拡大】

3. 厚労省からは8月18日に、クラスター地域の保健所管轄にある医療機関スタッフは全員保険適用とできる解釈が示され、8月28日には感染症対策本部からも同趣旨の方針が示されている。こうした解釈をさらに拡大して運用できるよう、国に対して働きかけること。
4. 感染拡大が懸念される当面においては、地域や時期を限定することなく、①全ての医療機関に従事するスタッフ全員、②全ての介護施設等のスタッフ全員と施設入所者全員を保険適用とすること。これらの対象者には定期的な検査実施を認めること。
5. 患者の入院時にも全例で保険適用とすること。

以上